

○金融庁告示第三号

保険業法（平成七年法律第百五号）第二百九条
第二号の規定による届出があつたので、同法第百
八十九条の規定に基づき、次のとおり告示する。
平成十二年七月七日

金融庁長官 日野 正晴

一、外国保険会社
等の商号

カーディフ・アシユアラン
ス・ヴィ

（旧商号）カーディフ・ソシ
エテ・ヴィ

二、外国保険会社
等の商号

カーディフ・アシユアラン
ス・リスク・デイヴェール

（旧商号）カーディフ・リス
ク・デイヴェール